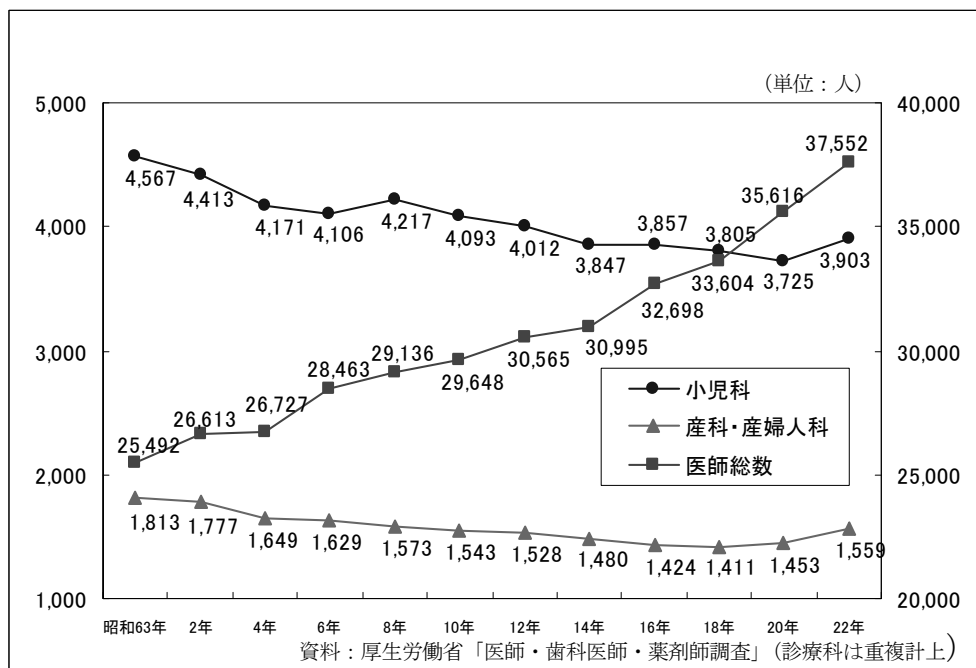


第6 誰もが安心して質の高い医療を受けることができる体制を整備します<医療分野>

(医療をめぐる状況)

- 我が国においては、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されてきました。しかし、少子高齢化の進展に伴い医療保険財政は逼迫し、将来にわたっての安定的な運営に不安が持たれています。
- また、全国的に医師不足が続いている中、都内でも産科、小児科、救急医療、へき地医療等において、医師の不足や診療科の偏在が問題となっており、限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を提供することが求められています。
- 国は社会保障と税の一体改革に取り組み、社会保障制度改革国民会議において、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療の確保に向け、医療保険制度や医療の在り方について検討を行い、医療の変革を目指しています。
- 都においても、国の動向を注視しつつ、平成25年度から始まる新たな東京都保健医療計画に基づき、都民が安心して質の高い医療が受けられるよう、着実に取組を進めていきます。

<都内の医療施設に従事する小児科・産婦人科医師数（年次推移）>



(都の取組)

- 都は、多くの都民の命を奪っているがんへの対策や、地域での在宅療養生活を支える在宅医療の推進、脳卒中や糖尿病など疾病ごとの医療連携体制の整備など、都民にとって分かりやすく切れ目のない医療提供体制の確保に取り組んでいます。

(救急医療対策)

- 迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」「トリアージの実施」「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

(災害医療対策)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる「災害拠点病院」等の充実や災害発生現場等で多数の傷病者に救命処置を実施する「東京 DMAT」の整備を行うほか、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害医療コーディネーターを中心とした効果的な医療救護活動の連絡・調整体制の構築に取り組んでいます。

(小児医療対策)

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ小児特有の症状に対応した高度な救命治療を行う「こども救命センター」を中核として、小児医療ネットワークの構築に取り組み、安心の小児救急医療体制を整備しています。

(周産期医療対策)

- 周産期医療ネットワークグループによる円滑な搬送体制の構築や、スーパー総合周産期センター*、周産期連携病院**の指定等により、医療機関の機能分担と相互の連携を進め、身近な地域でのリスクに応じた周産期医療の提供に努めています。

* スーパー総合周産期センター：緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる施設

** 周産期連携病院：ハイリスクの妊産婦・新生児に対応する周産期母子医療センターとの連携の下、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

(がん医療対策)

- 国のがん診療連携拠点病院に加え、それと同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都認定がん診療病院」として独自に認定しがん医療水準の向上を図るほか、患者・家族等への支援体制の整備、地域連携クリティカルパス（東京都医療連携手帳）による医療連携の促進などに取り組むとともに、地域での緩和ケア提供体制の充実や小児がん患者への医療提供体制整備などを盛り込んだ新たな「東京都がん対策推進計画」の策定に取り組んでいます。

(疾病ごとの医療連携体制)

- 脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞について、疾病別の医療連携体制を整備するとともに、これを支える地域の実情に応じた区市町村の取組を支援しています。

(在宅療養支援)

- 地域における在宅療養の基盤整備を推進するため、区市町村における取組を支援するとともに、医療と介護が連携した先駆的な取組や、医療関係団体と連携した体制整備を進めています。

(医療人材対策)

- 地域や診療科の医師不足に対応するため、勤務環境の改善や、都独自の奨学金制度、東京都地域医療支援ドクター事業などにより医師確保に努めています。
- 都内医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成対策・定着対策・再就業対策を柱に総合的な確保対策に取り組んでいます。

【平成 25 年度の取組】

- 平成 25 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 迅速かつ適切な救急医療・災害医療を一層充実します**
- 2 安心の小児医療・周産期医療体制を整備します**
- 3 総合的ながん対策の充実・強化を図ります**
- 4 在宅療養支援体制強化や医療連携体制構築を推進します**
- 5 質の高い医療サービスを支える人材の確保に努めます**

1 迅速かつ適切な救急医療・災害医療を一層充実します

突発的な事故・急病などに備えた救急医療体制の充実を図ります。
東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の医療体制を一層強化します。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進

599 百万円

- 平成 22 年度、全ての医療圏で地域救急会議が立ち上がり、救急患者を地域で受け止めるという「東京ルール」が定着してきています。
引き続き、「東京ルール」において地域の核となる、地域救急医療センターの支援に努め、円滑・迅速な搬送を推進します。

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- 医療機関の選定に時間を要している事案について、受入医療機関やその後の転院先の調整等を行うコーディネーターの配置に加え、身体合併症患者の受入体制を強化し、緊急性を有する患者への迅速な医療の確保を図ります。

○ 救急医療機関勤務医師の確保

713 百万円

- 救急医療に携わる医師の休日・夜間における手当を支給する医療機関を支援し、救急医の処遇改善を図ります。

◎ 東京都災害医療協議会の運営【一部新規】（再掲 P107）

103 百万円

- 災害の発生直後から迅速かつ円滑に医療を提供するため、東京都災害医療協議会を運営し、災害医療体制の強化を図ります。また、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」において、地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
- 災害時における都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院の拡充を行うとともに、中等症患者等を受け入れる「災害拠点連携病院」を新たに指定し、医療提供体制の強化を図ります。
- 他県からの医療支援チームの受入れや、患者の搬送調整等災害時に必要な医療が迅速・円滑に提供されるよう、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

◎ **医療施設耐震化の促進（再掲 P107）** **10,409 百万円**

- ・ 災害時の医療体制を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院について、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

補助要件の緩和や、都独自の支援を実施するなど、耐震化のより一層の促進を図ります。

[耐震診断 12 施設 耐震補強 14 施設 新築建替 24 施設]

○ **「東京DMAT」の充実（再掲 P107）** **35 百万円**

- ・ 一人でも多くの都民を救うために、災害現場で救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京 DMAT）を編成するとともに、NBC 災害への対応など機能の充実を検討していきます。[25 病院]

<東京DMATの活動>



○ **東京都医療施設自家発電設備整備事業【新規】（再掲 P108）** **116 百万円**

- ・ 大規模災害発生時において、診療継続が望ましい救急、透析、産科を標榜する診療所に対し、自家発電設備の整備を促進します。

○ **広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備【新規】** **17 百万円**

- ・ 都における広域災害救急医療情報システムを再構築し、全ての病院や区市町村等の関係機関とのネットワーク化を実現し、災害時の情報収集及び連絡体制の強化を図ります。

○ **災害医療計画策定支援事業【新規】** **（包括補助）**

- ・ 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確立を支援します。

2 安心の小児医療・周産期医療体制を整備します

安心して子供を産み、育てられるよう、医療機関等が役割分担と連携により、リスクに際して的確に医療を提供する小児・周産期医療体制を構築します。

主な事業展開

◎ 周産期医療システムの整備

1,211 百万円

- 平成 26 年度末までに都全域で NICU（新生児集中治療管理室）320 床の整備を目指します。また、NICU 入院児の退院支援に関するモデル事業の結果も踏まえ、NICU 入院児の円滑な在宅療養移行に向けた基盤を強化します。

<291 床（平成 24 年 12 月現在） ⇒ 320 床（平成 26 年度末）>

- 地域周産期母子医療センターの MFICU（母体・胎児集中治療管理室）の設置を促進します。[NICU 310 床 MFICU 114 床]

<NICU 増床計画>

22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末	26 年度末
270 床	285 床	300 床	310 床	320 床

◎ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営

211 百万円

- 総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門の医師と連携を取り、緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる、いわゆる「スーパー総合周産期センター」を運営します。[4 施設]

◎ 周産期搬送コーディネーターの設置

36 百万円

- 総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を行うコーディネーターを東京消防庁に設置し、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

◎ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）

161 百万円

- ミドルリスクの患者に対応できる周産期連携病院を指定し、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。
- NICU について、周産期連携病院における整備を進めていきます。

[11 施設]

◎ **多摩新生児連携病院**

11 百万円

- ・ 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。

[1 施設]

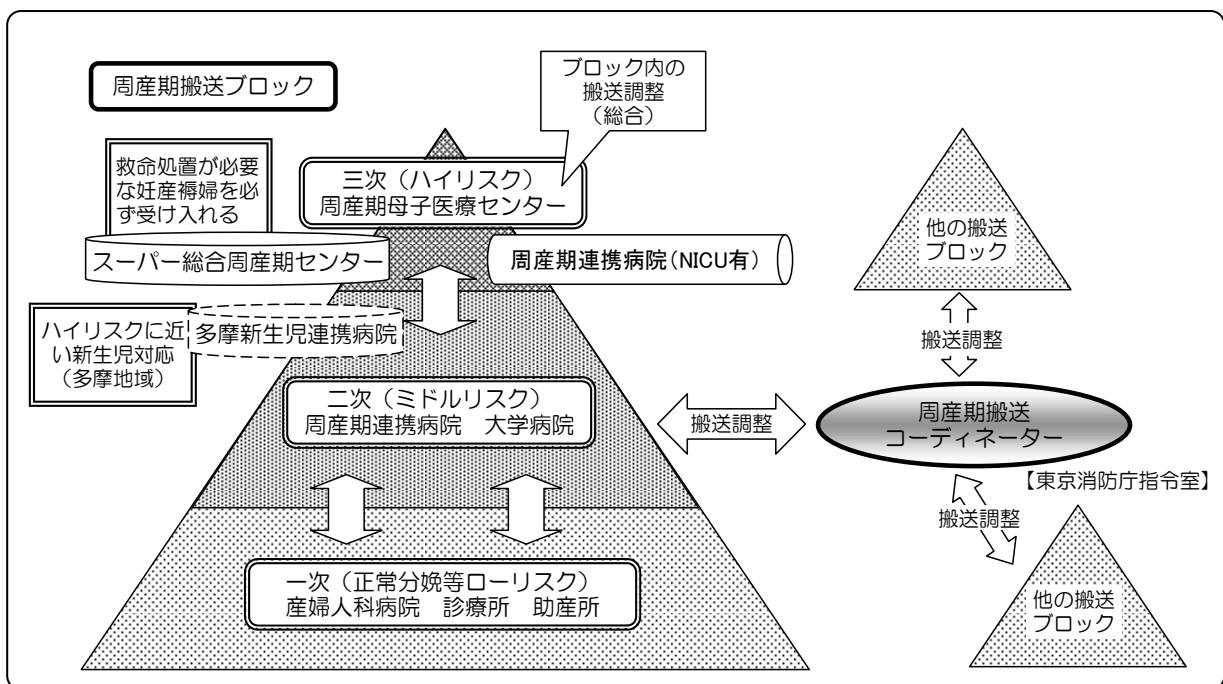
◎ **周産期医療ネットワークグループの運営**

14 百万円

- ・ 一次から三次までの医療機関等の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるネットワークグループを運営します。

[8グループ]

<東京都における周産期搬送体制>



◎ **NICU等入院児在宅移行研修事業**

1 百万円

- ・ 周産期母子医療センターにおけるNICUの確保及び在宅療養等への円滑な移行を促進するため、NICU等入院児に関わる医師・看護師・MSW等に対し研修を実施します。

◎ **在宅移行支援病床運営事業**

142 百万円

- ・ NICUやGCU（回復期治療室）に長期入院している小児等についてNICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行を促進します。

○ **在宅療養児一時受入支援事業**

53 百万円

- ・ NICU長期入院児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行います。

○ 産科医等確保支援事業

182 百万円

- ・ 産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関への支援を行います。

○ 新生児医療担当医育成研修事業

24 百万円

- ・ 新生児医療技術の向上及び質の高い医療提供体制を安定的に確保するため、周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を対象に研修を実施するとともに、代替医師確保経費を補助します。

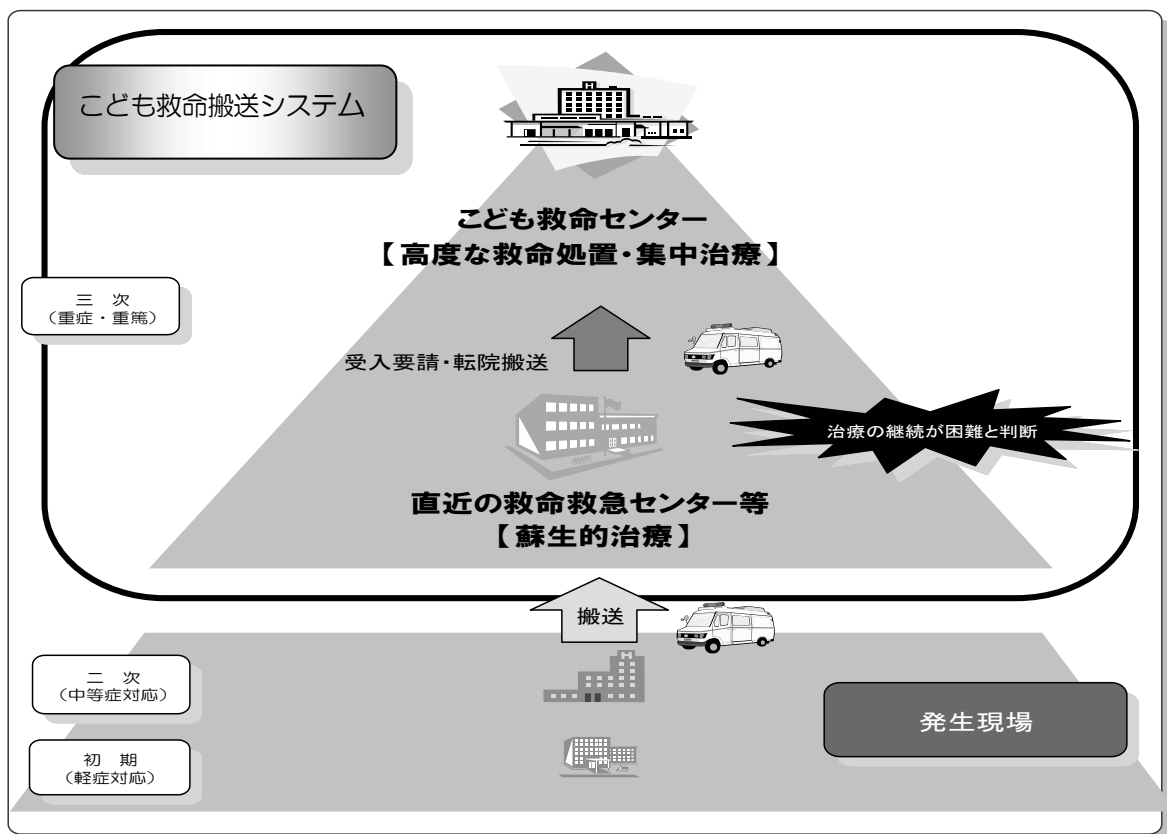
◎ こども救命センターの運営【一部新規】

188 百万円

- ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「こども救命センター」を中心に、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を構築します。

[4 施設]

また、新たに退院支援コーディネーターをモデル配置し、円滑な退院を支援します。



○ 小児救命救急センター

74 百万円

- ・ 小児救命救急センターに対し運営費を補助し、重篤な小児救急患者の医療を確保します。

- ◎ **小児医療ネットワークの充実** **27 百万円**
 - ・ **小児医療協議会** **3百万円**
 小児救急医療施設のネットワーク化を図り、初期から三次までの医療機関相互の連携を進めるため、医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ります。
 - ・ **小児医療ネットワークモデル事業** **24 百万円**
 ネットワークの構築をより円滑なものとし、効率的な医療連携体制を確立するため、初期～二次、二次～三次の連携を強化します。

- ◎ **小児二次救急医療機関におけるトリアージシステムの実施** **41 百万円**
 - ・ 休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関に対して、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備します。
 [8 施設]

- ◎ **救急専門医等養成事業（小児）** **40 百万円**
 - ・ 救急告示医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図ります。
 [医師 160 名 看護師 80 名]

- **小児集中治療室医療従事者研修事業** **6 百万円**
 - ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療に従事する医師を養成します。

- ◎ **地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保** **15 百万円**
 - ・ 地域の中核的病院において、診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修の実施、症例報告・疾病別発生動向等の情報交換を行う地域研修会を実施します。

3 総合的ながん対策の充実・強化を図ります

新たな「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都認定がん診療病院を整備し高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、就労など社会的問題を含めた患者・家族に対する相談支援機能を充実するなど、がん医療対策を総合的に推進します。

主な事業展開

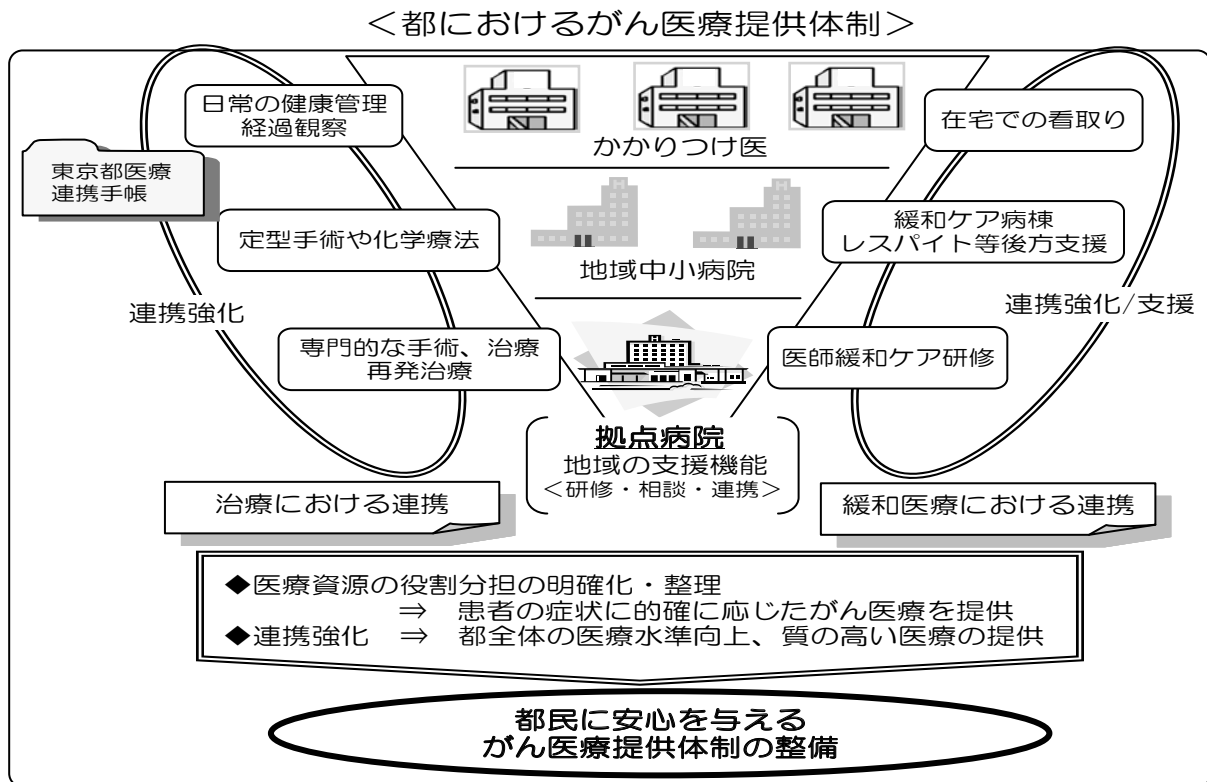
- ◎ **がん診療連携拠点病院の整備** 507 百万円
 - ・ 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図る拠点である「がん診療連携拠点病院」を整備し、かかりつけ医等も含め、医療機関の役割を明確化し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を整備します。
[拠点病院及び認定病院で 34 か所、緩和ケア医師研修事業、拠点病院ネットワーク・研修計画事業、地域がん診療連携推進事業、がん患者療養支援事業 等の実施]
 - ・ 地域がん拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制を構築します。
- ◎ **東京都認定がん診療病院の整備** 103 百万円
 - ・ がん診療連携拠点病院と同等の機能を有する病院を都独自に認定する「東京都認定がん診療病院」を整備します。拠点病院と併せて、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実し、都民に安心を与えるがん医療提供体制を構築します。
[緩和ケア医師研修事業 等の実施 地域がん診療連携協議会に参加]
- **地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」の取組** —
 - ・ 都内共通の5大がん地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」により、一冊の手帳を通じて患者及びかかりつけ医・専門病院の情報共有化を図るとともに、患者が今後の診療計画を知り、安心して治療に臨むことができるようにします。
[全ての拠点病院、認定病院や東京都医師会等の協力の下作成]
- ◎ **東京都小児がん診療連携推進事業【新規】** 6 百万円
 - ・ 都における小児がん医療水準向上のため、都内の小児がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを整備します。

◎ 休日夜間がん相談支援事業

13 百万円

- ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの相談時間を休日・夜間にも広げ、患者・家族の不安に対応するための相談支援体制の充実を図ります。

[2 病院]



○ 在宅緩和ケア支援事業

7 百万円

- ・ 在宅緩和ケア支援センターにおいて、地域における在宅療養患者やその家族に対する相談・支援や普及啓発等を行い、在宅緩和ケアの推進を図ります。[1 病院]

○ がん患者就労等普及啓発事業【新規】

10 百万円

- ・ がん患者の就労等の現状を把握し、がん患者の家族や事業主等に対し、がんに対する正しい理解を広めることにより、がん患者の治療と就労の両立を支援します。

○ がんポータルサイトの運営【新規】

5 百万円

- ・ がんに関する情報を一元化したポータルサイトを開設し、都民のがん情報ニーズに応えるとともに、信頼性の高い情報の提供によりがん患者や家族の治療・療養環境改善を推進します。

◎ がん対策研究の推進【新規】

100 百万円

- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所の研究成果を活用し、各種がんの早期診断法及び適切な病勢診断（治療効果測定）の確立に向けた研究を進めます。

4 在宅療養支援体制強化や医療連携体制構築を推進します

間もなく到来する超高齢化社会に備え、東京の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進め、切れ目ない医療・介護サービスを受けながら暮らし続けられる体制を整備します。

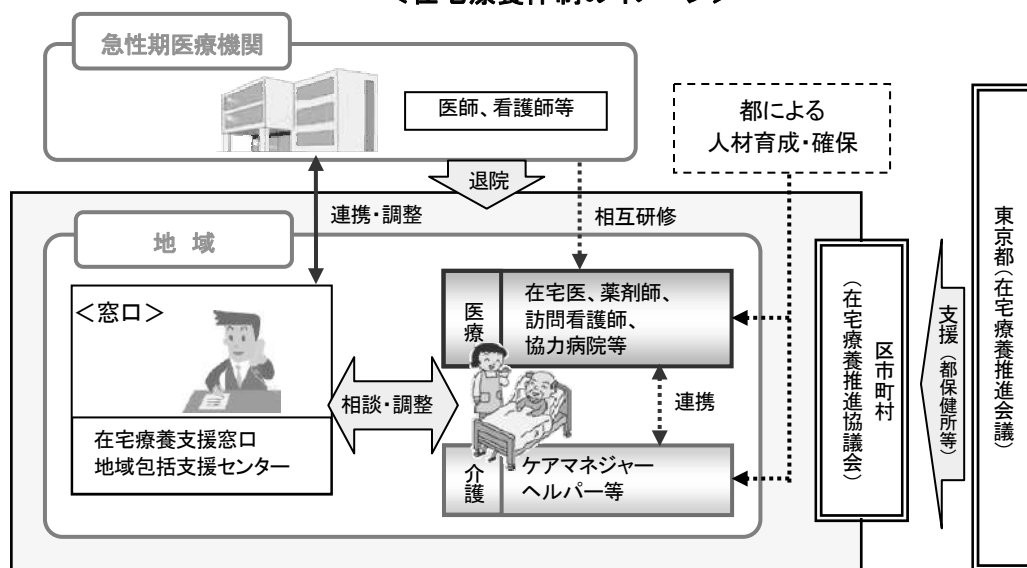
また、脳卒中や糖尿病等疾病別の医療連携体制を構築し、地域で安心して診療を受けられる体制を整備します。

◎ 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P37） （包括補助）

- ・ 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。
- ・ 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

<在宅療養体制のイメージ>



◎ 在宅医療普及事業 7百万円

- ・ 都民が身近な場所で安心して在宅療養できる仕組みの構築を検討し、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ります。

◎ 在宅医療相互研修事業 7百万円

- ・ 入院患者が在宅に円滑に移行できるよう、病院の医師、看護師と在宅医療に従事するスタッフが連携を進めるための研修を実施し、地域における連携体制の構築を図ります。

- ◎ **医療連携強化研修事業** **10 百万円**
 - ・ より質の高い療養生活を実現するため、地域で在宅療養に関わる医療と介護のスタッフが相互に知識を深める研修や症例検討を実施し、多職種間の連携強化を図ります。

- ◎ **在宅医等相互支援体制構築事業** **31 百万円**
 - ・ 在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。

- ◎ **疾病ごとの医療連携体制の整備促進** **114 百万円**
 - ・ **脳卒中医療連携推進事業** **31 百万円**
 脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築します。
 - ・ **糖尿病医療連携推進事業** **35 百万円**
 糖尿病に関する専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みづくりを推進します。
 - ・ **心臓循環器救急医療体制整備事業** **48 百万円**
 CCU協議会の実施、CCU医療従事者等への研修等、CCU救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

- **かかりつけ医リハビリテーション普及促進事業【新規】** **20 百万円**
 - ・ かかりつけ医のリハビリテーションに対する意識向上を図り、基礎的な研修を行うことで在宅療養患者を適切なリハビリテーションへ誘導します。

- **周術期口腔ケア体制の基盤整備【新規】** **2 百万円**
 - ・ 周術期における口腔ケアの重要性を広く普及し、医科・歯科連携のための基盤を整備します。

- **医療療養病床の整備促進** **871 百万円**
 - ・ **療養病床整備事業** **858 百万円**
 一般病床から医療療養病床への移行に必要な改修や改築等を支援し、都に必要な医療療養病床の確保を図っていきます。 [6施設 補助率 3/4]
 - ・ **療養病床転換促進事業** **12 百万円**
 医療療養病床への転換に係る支援や、療養病床を有する病院管理者に対する経営研修等を行うことで、療養病床の整備を促進します。
 - ・ **療養病床機能強化研修事業** **1 百万円**
 医療療養病床を有する医療機関の医師、看護師等に対して、慢性期患者の様々な症状に合わせた治療メニューを増やすための研修を実施し、質の向上等を図っていきます。

5 質の高い医療サービスを支える人材の確保に努めます

地域や診療科（救急、小児科、産科、産婦人科等）の医師不足に対応するとともに、看護師の定着や再就業支援など総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- ◎ **医師の勤務環境改善や復職支援** 152 百万円
 - ・ 病院勤務医の勤務環境を改善し、医師の離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師の復職に向けた取組を行う地域の中核を担う病院に対する支援を行います。 [20 施設]

- ◎ **医師奨学金制度の充実** 683 百万円
 - ・ 地域で不足している小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師を確保するため、都が指定する医学部の定員増を行うとともに、これらの医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。 [特別貸与（国）94 名]
 - ・ 即効性のある対策として、東京都独自に都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、奨学金を貸与します。 [一般貸与（都）42 名]

- ◎ **東京都地域医療支援ドクター事業** 20 百万円
 - ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師不足が深刻なへき地医療機関及び市町村公立病院に派遣します。

- **院内助産所・助産師外来開設研修事業の実施** 3 百万円
 - ・ 院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、医師、助産師に対する研修を行います。

- ◎ **看護職員確保に向けた取組支援** 86 百万円
 - ・ 二次保健医療圏ごとに就業協力員を配置し、各施設の看護職員確保に向けた取組を支援することにより、就業を継続できる仕組みを構築し、看護職員の確保を図ります。

- **看護職員就業強化事業** 21 百万円
 - ・ 看護師確保が困難な地域医療機関向けに採用活動に関するセミナーを開催するとともに、看護学生や再就業希望者を対象とした就職相談会を実施します。

◎ **新人看護職員の定着対策の推進**

107 百万円

- ・ 研修責任者の配置を支援するなど、新人研修の充実を図ります。

◎ **看護外来相談実施の促進**

6 百万円

- ・ 患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を充実するとともに、看護外来相談の実施を通じて看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。

[看護外来相談開設研修（講義・実習） 20 回 設備整備 1 施設]

○ **認定看護師資格取得支援**

33 百万円

- ・ 人的な制約などから研修派遣が困難である中小病院の看護職員を対象に、認定看護師の資格取得を支援し、看護職員の資質の向上や定着の促進を図ります。

◎ **離職看護師等の再就業支援**

107 百万円

- ・ 離職した看護師等が身近な地域で復職支援研修や就業相談を受けられるよう「地域就業支援病院」を指定し、再就業を支援します。また、復職支援研修において訪問看護ステーションコースを実施することにより、訪問看護ステーションの人材確保を支援します。

[地域就業支援病院 31 施設]

◎ **訪問看護人材確保育成事業【新規】（再掲 P42）**

35 百万円

- ・ 訪問看護サービスの安定的な供給を図るため、大規模訪問看護事業所を中心とした地域における新任訪問看護師の育成や認定訪問看護師資格取得支援等を実施し、訪問看護に係わる看護師の確保・育成・定着を図ります。

[大規模訪問看護事業所（教育ステーション） 5 施設、管理者・指導者育成セミナー対象者 200 名]

<看護職員需給見通し>

